

豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の体育施設等の有効活用、豊橋市の魅力発信、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、豊橋市でスポーツ合宿等を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿等 スポーツ技術の向上または、大会への参加を目的として行う合宿をいう。
- (2) スポーツ施設 豊橋市内の市有スポーツ施設であり、下記の8施設をいう
豊橋市民球場、東田球場、総合スポーツ公園サッカー場、豊橋市民球技場、陸上競技場、豊橋市総合体育館、豊橋市武道館、豊橋市屋内プール・アイスアリーナ
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する市内の旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設をいう。ただし、公共宿泊施設は除く。
- (4) 参加者 スポーツ合宿等に参加した選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は、含まない。）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿等は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 平日にスポーツ施設を利用すること。
 - (2) 平日のスポーツ施設利用日の前日又は当日に宿泊施設に宿泊すること。
 - (3) 1回のスポーツ合宿において、宿泊施設に宿泊した参加者の数に当該宿泊した日数を乗じて得た数が10以上であること。
 - (4) 豊橋市または一般社団法人豊橋観光コンベンション協会（以下、豊橋観光コンベンション協会という。）から他の補助金を受けていないこと。
 - (5) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、一般社団法人豊橋観光コンベンション協会会長（以下、会長という。）が不相当と認めるものでないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる者は、宿泊施設に宿泊し、市有の市内スポーツ施設を利用して合宿を行う豊橋市外の団体であって、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（幼稚園を除く。）

又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成されるスポーツ競技部として認められる団体

- (2) スポーツ少年団、小・中学生クラブチームその他これらに類する団体
- (3) 社会人が所属する企業等のクラブ、サークル等のアマチュアスポーツ活動団体

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、宿泊施設に宿泊した参加者1人1泊当たり1,000円とする。

2 同一団体が同一年度内において受けられる補助金の上限額は、10万円とする。

3 複数の団体が行う同一種目による同一期間の合同合宿等については、1団体とみなして補助金の額を算定することができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金申請書（様式第1号）に合宿計画書（様式第2号）を添えて合宿を実施する15日前までに豊橋観光コンベンション協会へ申請しなければならない。ただし、豊橋観光コンベンション協会が事業の運営上支障がなく、必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付の決定)

第6条 豊橋観光コンベンション協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更・中止)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、第5条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に合宿変更計画書（様式第5号）を添えて豊橋観光コンベンション協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 豊橋観光コンベンション協会は前項の規定による提出があったときは、これを審査し、豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して豊橋観

光コンベンション協会に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿等宿泊証明書（様式第8号）
- (2) 宿泊施設又は旅行代理店の発行する領収書の写し
- (3) 市有スポーツ施設の発行する領収書の写し

（補助金の額の確定）

第9条 豊橋観光コンベンション協会は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を豊橋観光コンベンション協会に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 豊橋観光コンベンション協会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他会長が不相当と認めたとき。

- 2 会長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊橋市スポーツ合宿等支援事業補助金取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

この要綱は、令和6年9月27日から施行する。